

地方交付税の削減に反対し、交付税総額の確保を求める意見書

国では、全国の自治体が積み上げてきた基金をめぐり、昨年度の基金総額がおよそ 21 兆 5,000 億円と、10 年前と比べて 7 兆 9,000 億円増加していることを問題視し、地方交付税を削減しようとする議論が行われている。

しかしながら、地方自治体の基金残高の増加は、自然災害への備えや公共施設等の更新への対応、また合併自治体が交付税算定の特例期間終了に伴う減額に備えるなどした結果であり、そもそも一定水準の基金を自治体はその裁量と責任で確保することは当然のことといえる。

本県においても、南海トラフ巨大地震への対策で財政負担が大きいことを踏まえて、職員数や給与を削減するなど、本来ならば必要な財政を削り基金を積み上げ、いざというときへの備えをしているのが実情である。

地方自治体は、国と異なり、金融・経済政策・税制等の権限を有しておらず、不測の事態による財源不足については、みずからの歳出削減や基金の取り崩し等により対応を図るほかないことに、国は十分留意しなければならない。

地方交付税は、本来、どの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであり、そのあり方を十分に踏まえた上で、過疎化・高齢化などが進む条件不利地域など、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすることが必要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう求める。

- 1 地方交付税については、政策的誘導などを行わず、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。
- 2 地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な拡充を行い、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆 議 院 議 長	}	様
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
財 務 大 臣		
総 務 大 臣		